

平成 18 年 12 月 20 日
電源開発株式会社

水力発電関連施設の河川法および電気事業法に関する不適切なデータの取扱い
ならびに手続きの不備に関する調査結果の報告について

当社は、平成 18 年 11 月 21 日付の国土交通省および経済産業省からの指示に基づき、水力発電関連施設について標記の調査を実施してきました。その結果、以下のとおり、定期報告等において不適切にデータ修整をしていたこと、および必要とされる申請手続きに不備（その可能性のあるものを含む）のある工作物があることが判明したので、本日、国土交通省（北海道開発局、関係地方整備局）および経済産業省（原子力安全・保安院）に報告しました。

地域の皆さんをはじめ、関係者の方々にご心配をおかけし、また、信頼を損なうこととなり、深くお詫び申し上げます。

引き続き「全社コンプライアンス委員会」（委員長：社長 中垣喜彦）において詳細調査を行って、原因究明を進めるとともに、今後、事実関係調査を踏まえ、適切かつ効果的な再発防止策を講じてまいります。また、今回報告した事案については、関係当局のご指導を得て、適切に対処してまいります。

なお、当社といたしましては、ダム等の安全性については、実際の測定データを基にした安定性の確認等により、その安全性は確保されていると判断しております。

〔調査結果の概要〕

1. 河川法関係（国土交通省への報告）

- | | |
|----------------------------------|---------|
| 1) 報告すべきデータを不適切に修整していた案件 | 9 発電所 |
| 2) 申請手続きの不備（その可能性のあるものを含む）のある工作物 | 4 1 発電所 |

2. 電気事業法関係（経済産業省への報告）

- | | |
|--------------------------------------|---------|
| 1) 検査資料および定期報告における記載データを不適切に修整していた案件 | 1 2 発電所 |
| 2) 必要な工事計画の届出を行わずに実施した工事 | 1 3 発電所 |

（参考資料）

- ①河川法の水力発電設備に係るデータの不適切な取扱い事項
- ②河川法の水力発電設備に係る申請不備事項
- ③電気事業法の水力発電設備に係る検査資料・定期報告の不備事項
- ④電気事業法で水力発電設備に関する工事計画の認可・届出の不備事項
- ⑤ダム・発電所諸元

以上